

事実婚（未入籍）で不妊治療をご希望される方々へ

当院では、事実婚（未入籍）夫婦が不妊治療をご希望される場合に、生まれてくる子の法的地位の安定のため、それぞれ別の方との婚姻関係がないこと、夫婦として双方が不妊治療にのぞむ意志があることを確認させていただいております。

必要書類、同意書の提出がない場合には、人工授精・体外受精は受けることができませんのでご了承下さい。

また治療中（凍結胚保管も含む）に事実婚を解消された場合には、治療の継続はできません。

事実婚（未入籍）夫婦が不妊治療を希望する場合、初診時に夫の来院の有無に関わらず夫婦のカルテを作成しますので、夫婦それぞれの保険証をご持参下さい。

☆治療が人工授精・体外受精に進まれる前までに下記の書類を提出して下さい。

必要書類：

- ① お二人それぞれの発行日から3か月以内の戸籍謄本（戸籍抄本不可）
（コピーを取らせて頂いた後、原本はお返し致します。前提出日から1年が経過している場合は再提出をお願いします。）
- ② 事実婚夫婦治療同意書

事実婚夫婦治療同意書

※ □にレ点を入れて、署名は各々自署（代筆不可）をお願いいたします。

- 私たちは、夫婦（事実上の婚姻関係）として不妊治療を受けることに同意いたします。
- 出生時に対する法律上の制約について十分理解しています。
- 事実婚を解消した場合、速やかに主治医に申し出ます。その際には治療継続（凍結胚の保管を含む）ができないことを理解しています。
- 治療に際して、未入籍であることに関するすべてのトラブルについて貴院に一切の責任を問わないことを理解しています。
- 通院中は貴院のルールを遵守いたします。

20 年 月 日

妻 署名： _____ ①

夫 署名： _____ ①